

就学援助の概要

和歌山市では、和歌山市立小・中学校に通っておられる児童生徒の保護者で、教育費にお困りの保護者に対し、学用品費、修学旅行費、給食費などの教育費の一部を支給する就学援助の事業を実施しています。なお、**就学援助の申請は、毎年度必要です。**

※和歌山市立小・中学校以外の国立、県立小・中学校に通っておられる児童・生徒の保護者も、一部援助の対象となる場合があります。詳しくは、学校教育課までお問い合わせください。

給付内容

学用品費、学校給食費、修学旅行費、学校病（トラコーマ、結膜炎、う歯など）の医療費等

対象者（準要保護者）

- ① 現在、児童扶養手当を受けている家庭（全額支給の方）
 - ② その他経済的な理由により学校への支払いが困難な家庭（所得基準により審査します。）
- ※生活保護の教育扶助を受給中の方は、対象になりません（修学旅行費のみ対象）。

申請方法及び交付の決定

- ① 学校に申請したい旨を申し出て、必要書類を用意してください。
 - a 就学援助申込用紙（新規世帯票）
 - b 該当年度分の所得情報については、申請者同意のもと教育委員会が確認します。
前々年1月1日に和歌山市に住民票がある方は、原則として所得証明書は必要ありません。ただし、収入の有無に関わらず、未申告の方は審査できませんので、所得の申

告後に申請してください。

なお、前々年1月2日以降に和歌山市に転入された方は、前々年1月1日に住民票のあった市区町村での**同一世帯全員の所得証明書が必要**です。申請を先に済ませ、前々年1月1日に住民票のあった市区町村で所得証明書が取得でき次第、学校へ提出してください。

c その他必要と認められる書類

- ② 学校が、申請書類を学校教育課に提出し、学校教育課で審査します。
- ③ 審査結果は学校を通じて、連絡します。
- ④ 就学援助の給付金は、学校を通じて交付します。

変更等の届け出

次のような場合は、すぐに申し出てください。届け出理由及び時期によっては、給付額の返還が必要な場合がありますので、ご了承ください。

- a 保護者及び児童生徒の氏名が変わるとき
- b 住所及び学校が変わるとき
- c 世帯構成が変わるとき
- d 援助を辞退するとき

よくある質問

Q 1 申請の時期は決まっていますか？

A 1 随時受付をしていますので、必要な時期に申請してください。なお、認定は、申請月からとなります。

Q 2 就学援助の交付金は、将来返還が必要ですか？

A 2 この制度は、貸付制度ではなく、児童生徒の学校生活に必要な費用を交付する制度です。ただし、申請内容、所得状況の変更等があった場合には、変更があった日に遡って、認定が取り消されることがあり、返還していただくことになります。

Q 3 他市から引っ越してきましたが、以前は就学援助を受けていました。引き続き受けることはできますか？

A 3 就学援助は市の事業ですので、市区町村によって基準や支給費目が一部異なります。そのため、本市で就学援助を受けるためには、再度申請をお願いします。なお、以前お住まいの市区町村で、同一年度に既に支給された費目については、重複支給いたしません。(引っ越し前の市区町村で認定時に1年分支給された費目等)